

# バス路線に関する生活交通の維持・確保に関する方策について

## 千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため、千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（県、国、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「地域間幹線系統確保維持計画」を策定することとしております。

このたび印旛分科会では、バス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行い、「地域間幹線系統確保維持計画」等について公表及び意見募集を行いました。この結果、次のとおり「地域間幹線系統確保維持計画」として策定しましたのでお知らせします。

令和5年5月31日（水）

印旛分科会事務局 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1  
千葉県印旛地域振興事務所 企画課内  
電話番号 043-483-1111

別記第 7 号様式

千葉県バス対策地域協議会第 1 回分科会協議結果総括表（多古本線）

分科会名： 印旛分科会

令和 6 年度の運行に係る協議

協議年月日： 令和 5 年 3 月 1 0 日

協 議 路 線			協 議 申 出 内 容 (実施予定年月日)	関 係 市 町 村	協 議 結 果 (路線存続意向、運行の具体策等)	備 考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 ( 経 由 地 )				
ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚)	国県補助を受けて運行を維持する。 (令和 5 年 1 0 月 1 日～ 令和 6 年 9 月 3 0 日)	成田市 匝瑳市 多古町 芝山町	生活路線として不可欠であり、国及び県の補助を受けて現行の運行を維持する。 また、関係市町及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。 (補助対象期間 令和 5 年 1 0 月 1 日～令和 6 年 9 月 3 0 日)	
		八日市場・成田 (多古本町・芝山千代田・三里塚)				

## 令和6年度地域間幹線系統確保維持計画

### ○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田駅（多古・三里塚・芝山千代田）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・匝瑳高校、多古高校への通学</li> <li>・三里塚地域の旅客の通勤、通学、買い物</li> </ul>	令和5年度と比較して収支率1%以上改善	多古町内で実施した乗車特典のキャンペーンを頻繁に出来るよう自治体と地域店舗と協力し計画する。	令和6年4月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						地域公共交通マップを作成し、公共施設や道の駅等にて配布する等バス利用の促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月以降実施</li> <li>・令和6年4月以降実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成田市</li> <li>・ジェイアールバス関東株式会社</li> </ul>
						高校進学を控えた町内中学3年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布	令和6年2月以降実施	多古町
						JR 東日本の「駅からハイキング」で多古本線の利用も絡めた多古町コースを企画検討する	令和5年10月以降実施	多古町
						高校生に対しバスの時刻表や定期券等の情報を記載したチラシを配布する	令和6年3月実施	匝瑳市
						市ホームページでのバス利用の情報提供や新型コロナウイルス感染防止対策の取組について掲載し、周知及びバスの利用促進を行う。	令和5年10月以降実施	匝瑳市
						新型コロナウイルス感染防止対策の取組やデイトムフリー乗車券（町内コース）について、町ホームページ等により周知及び利用促進を図る。	令和5年10月以降実施	芝山町

						学生に対し、バスの時刻表等の情報を記載したチラシを配布するなどの事業を実施する。	令和5年10月以降実施	成田市
--	--	--	--	--	--	------------------------------------------	-------------	-----

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表（成田佐原線）

分科会名： 印旛分科会

令和6年度の運行に係る協議

協議年月日：令和5年3月10日

協議路線			協議申出内容 (実施予定年月日)	関係 市町村	協議結果 (路線存続意向、運行の具体策等)	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)				
千葉交通 株式会社	成田佐原線	京成成田駅・佐原粉 名口車庫(来光台)	国県補助を受けて 運行を維持する。 (令和5年10月1日～ 令和6年9月30日)	成田市 香取市	生活路線として不可欠であり、国及び県の補助を受けて現行の運行 を維持する。 また、関係市及び事業者で路線を維持するための施策を実施してい く。 (補助対象期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日)	
		京成成田駅・佐原駅 (来光台)				
		京成成田駅・佐原粉 名口車庫(大栄工業 団地)				
		京成成田駅・佐原駅 (大栄工業団地)				

## 令和 6 年度 地域間幹線系統確保維持計画

### ○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	千葉交通株式会社	成田佐原線	京成成田駅・佐原粉名口車庫 (来光台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大栄地域住民の通勤、通学、買い物</li> <li>・佐原高校、佐原白楊高校、成田方面の高校への通学手段</li> <li>・佐原駅及び成田駅等交通結節点への交通手段</li> </ul>	令和5年度と比較して収支率1%以上改善	ホームページ上に新型コロナウイルス感染症感染予防対策を行っている旨を記載することで、利用者に安心して乗車してもらえるよう、周知を図る。	令和5年10月以降実施	千葉交通(株)
						検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和5年10月以降実施	千葉交通(株)
						市ホームページ上で、時刻表や割引制度等のバス利用促進に係る情報提供の実施	令和5年10月以降実施	香取市
						中学校卒業予定者へ公共交通の利用促進チラシを配布	令和5年10月以降実施	香取市
						公共交通ガイドマップを作成し、観光施設や中学・高校へ配布する等バス利用の促進を図る	令和5年10月以降実施	香取市、成田市
						学生に対し、バスの時刻表等の情報を記載したチラシを配布するなどの事業を実施する	令和5年10月以降実施	成田市

#### 記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表（八街線）

分科会名： 印旛分科会

令和6年度の運行に係る協議

協議年月日：令和5年3月10日

協議路線				関係 市町村	協議結果 (路線存続意向、運行の具体策等)	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)	協議申出内容 (実施予定年月日)			
ちばフラワー バス株式会社	八街線	成東駅・八街駅 (埴谷)	国県補助を受けて 運行を維持する。 (令和5年10月1日～ 令和6年9月30日)	八街市 山武市	生活路線として不可欠であり、国及び県の補助を受けて現行の運行を維持する。 また、関係市及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。 (補助対象期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日)	

## 令和 6 年度 地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ちばフラワーバス株式会社	八街線	成東駅・八街駅 (埴谷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤通学の移動手段（山武市立睦岡小学校・八街市立実住小学校の学童送迎）</li> <li>・福祉施設（明朗塾）への通所</li> <li>・医療機関（さんむ医療センター、八街総合病院）への通院</li> <li>・スーパーマーケット等店舗への買い物</li> </ul>	令和5年度と比較して収支率1%以上改善	妙宣寺のお花見について、市広報紙に路線バスの利用を促す記事を掲載し、バス車内にも同様のPRチラシを掲載	令和6年3月実施	ちばフラワーバス株式会社、八街市、山武市
						福祉施設「明朗塾」のさくら祭り・夏祭りについて、市広報紙に路線バスの利用を促す記事を掲載し、バス車内にも同様のPRチラシを掲載	令和6年4月・8月実施	ちばフラワーバス株式会社、八街市、山武市
						バスの乗り方教室の実施	八街市：令和6年3月までに実施 山武市：令和5年10月～11月実施（新型コロナウイルス感染症の収束後）	ちばフラワーバス株式会社、八街市、山武市
						福祉施設の花火大会にあわせて臨時便を運行することにより、バスの利用を促進する	令和6年8月実施	ちばフラワーバス株式会社
						お花見、祭り等のイベントの時期に併せた、市広報紙等による路線バスの利用促進PRの実施	令和5年10月以降 随時実施	八街市、山武市
						山武市立睦岡小学校へバスで通学する児童の保護者に対し、定期乗車券購入費用の一部を補助する。	令和5年10月以降 実施	山武市
						路線バスにおける新型コロナウイルス感染防止対策の取組について、ホームページ等へ掲載することにより、周知及びバスの利用促進を図る。	令和5年10月以降 実施	山武市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 29 年 4 月 28 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。